契約条項 P-2138(5)_210118

1.「設置役務代行サービス」
甲は、注文書記載の「設置役務代行サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 甲は乙に、機械装置およびソフトウェアの商品の開封, 本体への組み込み, インストール作業, ネットワークへの接続が可能になるような環境の設定作業等を乙が甲に代わって実施することを依頼します。
(2) 乙は、別途甲の指示に従い「設置役務代行サービス」を実施します。乙は、「設置役務代行サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、第 5 号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
(3) 甲は、作業完了後すみやかに「設置役務代行サービス」が甲の指示どおりに実施されているかどうか確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
(4) 前号の「終了確認証」の交付をもって、本「設置役務代行サービス」は完了するものとします。
(5) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「設置役務代行サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「設置役務代行サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「設置役務代行サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「設置役務代行サービス」の料金を支払うものとします。
(6) 甲は、本「設置役務代行サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
(7) 本「設置役務代行サービス」の実施において、乙所定の作業実施条件に準じていなかった場合の不具合、および完了後において甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
(8) 本「設置役務代行サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本「設置役務代行サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 6 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
(9) 前２号の定めは、本「設置役務代行サービス」完了後も有効に存続するものとします。

2.「PC キッティングサービス」
甲は、注文書記載の「PC キッティングサービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1)「PC キッティングサービス」とは、機械装置および甲が使用権を取得済のソフトウェア商品の開封, 本体への組み込み, インストール作業, ネットワークへの接続が可能になるような環境の設定作業等を、乙が甲に代わって実施することをいいます。
(2) 乙は、別途甲の指示に従い「PC キッティングサービス」を乙の事業所において実施します。乙は、「PC キッティングサービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、その扱いについて別途協議するものとします。
(3) 乙は、「PC キッティングサービス」実施後、注文書記載の納入場所へ機械装置およびソフトウェア商品を納入します。ただし、搬入に要する費用は「PC キッティングサービス」料金には含まれず、注文書記載の「搬入・設置調整料金」に含まれるものとします。
(4) 甲は、「PC キッティングサービス」が甲の指示どおりに実施されているか第 1 号の設定作業等が完了した後すみやかに確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
(5) 前号の「終了確認証」の交付をもって、本「PC キッティングサービス」は完了するものとします。
(6) 本「PC キッティングサービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
(7) 本「PC キッティングサービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本「PC キッティングサービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします
(8) 前２号の定めは、本「PC キッティングサービス」完了後も有効に存続するものとします。

3.「機器移動/搬送サービス」
甲は、注文書記載の「機器移動/搬送サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲が使用する機械装置および器具類を注文書記載の納入場所または別途甲が指定する場所へ搬送します。
(2) 前号にもとづく搬送にあたり、機械装置に接続されている器具類を当該機械装置から取り外す作業は、乙が実施するものとします。
(3) 甲は、機械装置および器具類に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、バックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任において、前 2 号の乙の作業着手前に実施するものとします。
(4) 乙は、機械装置および器具類に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータの保護について、一切の責めを負わないものとします。

4.「据付けサービス」
甲は、注文書記載の「据付けサービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1)「据付サービス」とは、乙が「PC キッティングサービス」, 「機器移動/搬送サービス」を実施した機械装置および器具類の設置・組立てを、乙が甲に代わって実施することをいいます。
(2) 甲は、「据付サービス」完了後すみやかに次の内容を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
①機械装置および器具類のうち PC 製品は、当該 PC の OS が起動すること。
②PC 製品以外の機械装置および器具類は、当該機械装置または器具類所定の取扱説明書等の記載にもとづき稼動すること。
(3) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「据付サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「据付サービス」を着手したにもかかわらず、機械装置または器具類所定の取扱説明書等の記載内容不備等、乙の責によらず「据付サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「据付サービス」の料金を支払うものとします。

以上